

広島県告示第七百七十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成十九年七月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 区域

竹原市、大竹市、府中市、廿日市市

二 対象となる特定計量器

ひょう量一トン以上の大型ばかり

三 検査の日時及び場所

平成十九年八月一日から平成十九年九月二十八日まで

四 実施場所

当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

社団法人 広島県計量協会